

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 一般のレストラン、バー、カフェなどを対象とする。

※惣菜などの提供を中心とする「ケータリング」に分類されるサービスの場合は注意。

・インドネシア標準産業分類 (No. KBLI56101,56301,56303)

| 1. 外資参入規制 | |
|---|--|
| (1) 外資参入の可否 | 外資100%で参入可。 |
| (2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記) | 2016年新投資ネガティブリストに記載がないため、外資100%参入可とみなす。 (注)ただし、ケータリングサービスのみ外資上限67% ※ASEAN加盟国からの投資家の場合外資上限70%。 |
| (3) 最低資本金に関する規制 | <p>■外国投資(PMA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総投資額100億ルピア以上(土地・建物除く) ・引受資本金額と払込資本金は同額で、25億ルピア以上 ・100%インドネシア内資以外は外資とみなされる (投資許認可の指針と手順に関する投資調整庁長官規程2013年第5号) |
| (4) その他、外資に対する特殊な規制 | ゾーニング規制: 各地方政府の条例により、「商業地区」、「住宅地区」、など土地の利用区分に関する詳細な規制が定められている。 また、特定の地区などからの距離に関する地方政府の条例があり、例えばジャカルタでは、ディスコやホテルに関しては、モスクなどの宗教施設、病院、住宅街から離れた場所であることが定められている。 |
| (5) (1)～(4)の根拠法 | 2016年5月12日付大統領規程2016年第44号(2016年 投資ネガティブリスト) |
| (6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述) | 外資100%で参入可ではあるが、実際に外資100%で参入しているところはほとんどないとみられる。役所における手続き、現地の商慣習などから外資単独での対応は非常にハードルが高く、地場パートナーの存在が重要となっている。 |
| 2. 投資奨励策・外資優遇措置 | |
| (1) 投資奨励業種の該当 | 投資奨励の対象外。 |
| (2) 税制優遇措置等 | 特になし。 |
| (3) 投資奨励の運用実態 | 特になし。 |

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 一般のレストラン、バー、カフェなどを対象とする。

※惣菜などの提供を中心とする「ケータリング」に分類されるサービスの場合は注意。

・インドネシア標準産業分類 (No. KBLI56101,56301,56303)

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

| | |
|---|--|
| (1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無 | 有り。 |
| (2)関連法規がある場合は、その名称 | <p>「フランチャイズ規制のための政令(2007年、Peraturan Pemerintah /No.42 /2007)」、「フランチャイズ実施に関する商業大臣規則(2012年、No. 53/M-DAG/PER/8/2012、及び2014年、No. 57/M-DAG/PER/9/2014)」</p> <p>「飲食店フランチャイズビジネスに関する商業大臣規程(2013年、No. 07/M-DAG/PER/2/2013)」</p> |
| (3)登録・許認可制度がある場合は、その内容 | <p>フランチャイザー、フランチャイジーともに商業省に提案趣意書(STPW)の登録を行う必要があり、登録の有効期間は5年間。就労者の構成、使用する物品の登録、過去2年の監査済み財務報告書の提出が義務付けられている。(フランチャイズに関する商務大臣規則「2012年、No. 53/M-DAG/PER/8/2012」)。</p> |
| (4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト | インドネシア商業省国内商業総局: http://sipt.kemendag.go.id/portal/izin (インドネシア語のみ) |
| (5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容 | <p>国産品80%以上の使用義務(例外措置あり、フランチャイズに関する商務大臣規則2012年、「No. 53/M-DAG/PER/8/2012」第19条第1項および第2項)のうち、小売業については全体の販売量及び種類の80%以上を国産品とする義務がある(小売店のフランチャイズに関する商業大臣規程2012年第68号「No.68/M-DAG/PER/10/2012」第7条)</p> <p>事業許可に基づいた業務遂行の義務付け(フランチャイズに関する商務大臣規則2012年、「No. 53/M-DAG/PER/8/2012」第21条)</p> <p>フランチャイザーとフランチャイジーは、事業許可に基づいた業務遂行が義務付けられているが、事業許可に関係しない物品の販売なども、その販売品目数が全体の10%以内であれば認められる。</p> <p>飲食店に関し、フランチャイザーおよびフランチャイジーは自らの運営する店舗を原則として250店舗を越えて運営できないという規則がある(2013年No. 07/M-DAG/PER/2/2013 第5条)</p> <p>※250店舗を越えて運営する場合は、サブフランチャイジーを設ける</p> |
| (6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定) | 可能。 |
| (7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。 | フランチャイズ関連法規は2007年に制定。その後2012年、2013年、2014年に見直されている。 |

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 一般のレストラン、バー、カフェなどを対象とする。

※惣菜などの提供を中心とする「ケータリング」に分類されるサービスの場合は注意。

・インドネシア標準産業分類 (No. KBLI56101,56301,56303)

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

| | |
|--|---|
| <p>(1) 企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)</p> | <p>【外資企業の会社設立時の留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最低投資金額(100億ルピア以上(土地・建物除く。内25%以上を払込資本金とする。)) 2. 事業内容による外資出資規制(投資ネガティブリスト参照) 3. 事業場所(ゾーニング規制参照) 4. 株主(最低2名の株主が必要。外国人・法人でも可) <p>(管轄機関) 投資調整庁 (BKPM)</p> <p>■投資調整庁(BKPM)からの「原則許可」の取得など通常の会社設立に必要な手続き、許認可取得を行う(③手続きフロー参照)。その上で、外食業を行う場合は、地方当局から「衛生証明書」、「観光事業登録証」を取得。アルコール飲料を提供する場合は、地方当局から「アルコール商業許可証」も取得する必要がある(ジャカルタ特別州の場合、事前にジャカルタ都市警察に対して、多くの人が集まる活動についての群衆許可証(Izin Keramaian)を取得する必要がある)。</p> <p>■また、義務ではないが、必要に応じて、ハラル認証も取得する。</p> |
| <p>(2) ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法</p> | <p>2. 営業許可参照</p> |
| <p>(3) 出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p> | <p>■県/市の都市計画に従うことが義務付けられ、住宅地域等の狭小道路沿いに立地することは認められない。また、伝統市場や中小企業等が集まる地域の経済状況、社会状況、既存の伝統市場との距離を考慮しなければならない。伝統市場、近代的商業施設の総数、ならびに伝統市場と近代的商業施設との間の距離については地方政府の定めに従う。 (インドネシア共和国法2007年第26号、インドネシア共和国法2009年第32号、空間利用の計画と実施に関する政令2010年第15号、空間計画における市民参加のための形式と手順についての政令2010年第68号、及び各地方政府の条例など)</p> <p>■ゾーニング規定に基づき、商業エリアとされている地区に限り飲食店等の出店が許可されているが、既に住宅ゾーンにある店舗施設は今のところ多くは取締りを受けていない。</p> <p>■近代的商業施設(ミニマーケット、スーパーマーケット、デパート等)については、店舗エリア60平米につき自動車1台分の駐車スペースを設けることが規定されている (大統領規程2007年第112号)</p> <p>■ジャカルタでは、ディスコやホテルに関しては、モスクなどの宗教施設、病院、住宅街から離れた場所であること。(ジャカルタ特別州知事令2015年第6号)</p> <p>■教育機関の教員の30%以上、及び従業員(教師およびその他)の80%以上がインドネシア国籍であることが義務付けられている。(教育文化大臣規程2014年第31号)</p> |
| <p>(4) 営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)</p> | <p>インドネシア投資調整庁(BKPM)に対し、投資進捗報告書(LKPM:Laporan Kegiatan Penanaman Modal)の提出が義務付けられている。提出回数は、まだ投資手続きの段階にある会社は四半期毎、既に投資に対するビジネスライセンス(IUT / Izin Usaha Tetap)を取得した会社は半年毎。</p> |
| <p>(5) 営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)</p> | <p>内資企業と比較して、外資に対する政府からの審査基準は厳しい。会社設立、各種ライセンスの申請・登録・運用、外国人就労者ビザ取得など、各段階において、税務署や移民局からの厳しい管理がされる。</p> |

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 一般のレストラン、バー、カフェなどを対象とする。

※惣菜などの提供を中心とする「ケータリング」に分類されるサービスの場合は注意。

・インドネシア標準産業分類 (No. KBLI56101,56301,56303)

| 5. 就業者に必要な資格 | |
|------------------------|--|
| (1) 就業者の資格所持要件 | 調理師免許、食品衛生管理者などの資格保有者を雇用することは義務付けられておらず、営業許可取得要件とはなっていない(但し、衛生証明書や美容サロン事業許可証などの許可申請時に必要な知見を身に着けていることについての証明を求められることがある)。 |
| (2) 外国人雇用の可否・制限 | <p>■外国人労働者の雇用は可能。ただし、インドネシア人の雇用を優先することが原則であり、インドネシア人が担うことができない特定の役職に限り、特定の期間、外国人を雇用することができるとしている。 外国人労働者に対して、会社がスポンサー(保証人)となって、外国人労働者のIMTA(就労許可証)、就労のための暫定滞在査証(ビザインデックスC312)、滞在許可(KITAS)を取得する必要がある。</p> <p>1) a. 外国人のインドネシア国内の労働については労働移住大臣の許可が必要 b. 「特定の役職および期間」、外国人労働者が守るべき「役職規定や能力基準」については、労働移住大臣規定(2012年第40号)による。 c. その他の明文化されていないルールがあるため要注意。</p> <p>2) 外国人雇用計画書(RPTKA)の承認取得 3) DPKK(技術能力開発基金)の支払義務…外国人を雇用する場合に雇用主が支払を義務づけられるもので、外国人一人につき年間US\$1200(月額USD \$100)を政府に支払う。 4) JBPJS(社会保障)の加入義務</p> <p>■外国人労働許可証(IMTA)の取得手続き 雇用主である会社は、まず外国人雇用計画書(RPTKA)の承認を得た後、IMTA を労働省の「外国人労働者オンライン」(http://tka-online.naker.go.id/)を通じて、労働者配置総局外国人労働者雇用管理局長宛て申請する。</p> <p><IMTA の申請に必要な書類> ①RPTKA の承認決定書、②外国人労働者のパスポート、③外国人労働者雇用補償金(DKP-TKA)納付証明書、④カラー証明写真(4×6cm、背景赤)、⑤外国人労働者に付くインドネシア人(見習い)の指名書、⑥外国人労働者の卒業証明書、⑦外国人労働者の履歴書、⑧雇用契約書案、⑨インドネシア法人の保険会社の保険証書 IMTA の有効期間は最長1年間で、RPTKA に応じて延長が可能である。</p> <p>■人事担当者などの役職への外国人の就任を禁止している(労働に関する法律2003年第46号) ■外国人は2つ以上の役職の兼任、2つ以上の会社での勤務を禁止されている(労働移住大臣令2015年第16号)</p> |
| (3) 外国からの短期出張者による指導の制限 | <p>■インドネシア本社や駐在員事務所等でのミーティング : ビザ無しで可能。但し運用上、工場訪問は就労行為とみなされることが頻発。 ■商談: 到着ビザ(Visa On Arrival : B213)、シングルビザ(B211A)、マルチビザ(D212)。但し運用上、工場訪問は就労行為とみなされることが頻発。 ■インドネシア支社への監査・品質管理・検査(1か月以内): シングルビザB211B ■外国人労働者候補の採用に向けての実地試験(1か月以内): シングルビザB211B ■機械の修理と設置等: 就労のための暫定滞在査証(C312) ※本社から派遣される技術者が現場や工場での技術指導、生産管理、機械設備の設置等を行う場合は、査証に要注意</p> <p>(法務人権大臣令2016年第24号)</p> |

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 一般のレストラン、バー、カフェなどを対象とする。

※惣菜などの提供を中心とする「ケータリング」に分類されるサービスの場合は注意。

・インドネシア標準産業分類 (No. KBLI56101,56301,56303)

| | |
|--|--|
| (4) 現地人雇用義務 | <p>■外国人1名に対する現地人の雇用人数に関する規定はないものの、インドネシア人の雇用を優先することが原則であり、インドネシア人が担うことができない特定の役職に限り、特定の期間、外国人を雇用することができるとしている。</p> |
| (5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態 | <p>■一時的に「外国人1名の雇用に対して少なくとも10人のインドネシア人労働者を雇用しなければならない(駐在事務所の場合は3人)」とする労働大臣規程(2015年第16号)が施行されたが、15年10月に労働大臣規定2015年第35号にて撤回された。 ■しかし、運用上は会社設立申請の際に、「外国人1:インドネシア人10」の割合を求められるケースも発生している(2016年12月時点)。 ■IMTA(就労許可証)や査証資格外の活動を行っている外国人に対する取り締まりを行っており、摘発されるケースも報告されているため注意が必要。</p> |
| <p>6. その他</p> | |
| (1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点 | <p>■インドネシアでは、法規制で定められている事項でも弾力的な運用がなされていることが多く、登録や申請に関しても現場担当者の裁量により「やってみなければ分からない」という状況が多々ある。 ■また法規制で明確でない場合、法規制が互いに相反するまたは矛盾する場合もあり、その際には管轄省庁への説明などを行う必要がある可能性がある。 ■事業運営にかかわる法規制が頻繁にアップデートされるため、関連業界に精通したローカル社員や、外部コンサルタント、弁護士事務所などからの助言を取り入れながら設立準備から運営までを行うことが必須である。 ■2014年10月に法制化された「ハラール製品保証に関するインドネシア共和国法2014年33号」(ハラール製品保証法)により食品・化粧品などの製品に対し、今後ハラール認証の取得義務が課せられる可能性があり、注意が必要である。</p> |
| (2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用 | <p>3. 手続きフロー参照</p> |